

「区長の権限に属する事務の委任又は補助執行に関する規則」の改正について

1. 規則改正理由

学校給食の公会計化に伴い、各学校で学校給食に係る給食物資の調達に関する契約を行う必要があるが、現状では本規則で区長から教育長の委任事務に規定はされていない。各学校で給食物資の調達に関する契約ができるように、委任事務に給食物資についての記載を追加する必要があるため規則を改正する。



2. 改正内容 ※別紙参照

第2条第2項に次の1項を加える。

- (7) 第2号又は第3号に掲げるもののほか、区立学校の所掌に係る事務に関する契約のうち、学校給食に係る給食物資の調達に関する契約

3. 施行する時期

令和7年4月1日

4. その他

各学校で契約を処理するうえで、規則改正後、教育長から各学校長へ補助執行させる必要があるため、「豊島区立学校財務事務取扱要綱」も併せて改正する予定である。